

福岡県公報

平成17年10月5日
第2445号

目次

告示(第1847号-第1888号)

○町の町又は字の区域及び名称の変更	(地方課)	2
○建築基準法第22条第1項の区域の指定	(建築指導課)	5
○都市計画の変更	(都市計画課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	10
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	10
○道路の位置の指定	(建築指導課)	11
○建築基準法に基づく総合的設計による一団地の区域の認定	(建築指導課)	14
○福岡県建築基準法施行細則の規定に基づく私道の廃止の承認	(建築指導課)	14
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	14
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	15
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	15
○道路の供用の開始	(道路維持課)	15
○道路の区域の変更	(道路維持課)	15
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	16
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	16
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	16
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	17
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	17
○保安林の所在場所等	(治山課)	17
○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	(農地整備課)	18
○道路の供用の開始	(道路維持課)	18
○公共測量の実施	(土木管理課)	18
○基本測量の実施	(土木管理課)	18
○公共測量の終了	(土木管理課)	19
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	19

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……20
- 福岡県指定有形民俗文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……20
- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課) ……20

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (地方課) ……21
- 政治団体の届出事項の異動届 (地方課) ……22
- 政治団体の解散届 (地方課) ……24
- 資金管理団体の指定届 (地方課) ……24
- 資金管理団体の異動の届出 (地方課) ……24
- 資金管理団体の指定の取消等の届出 (地方課) ……25

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……25
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……30
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……39

再掲

- 浮きを使用した釣りの制限 (漁政課) ……43

告示

福岡県告示第1847号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、那珂川町長から那珂川町の町又は字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

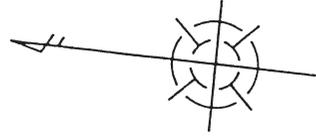
上記処分は、平成17年11月4日から効力を生ずるものとする。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の町又は字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



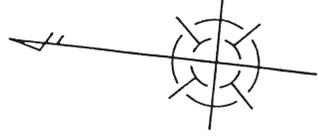
春日市



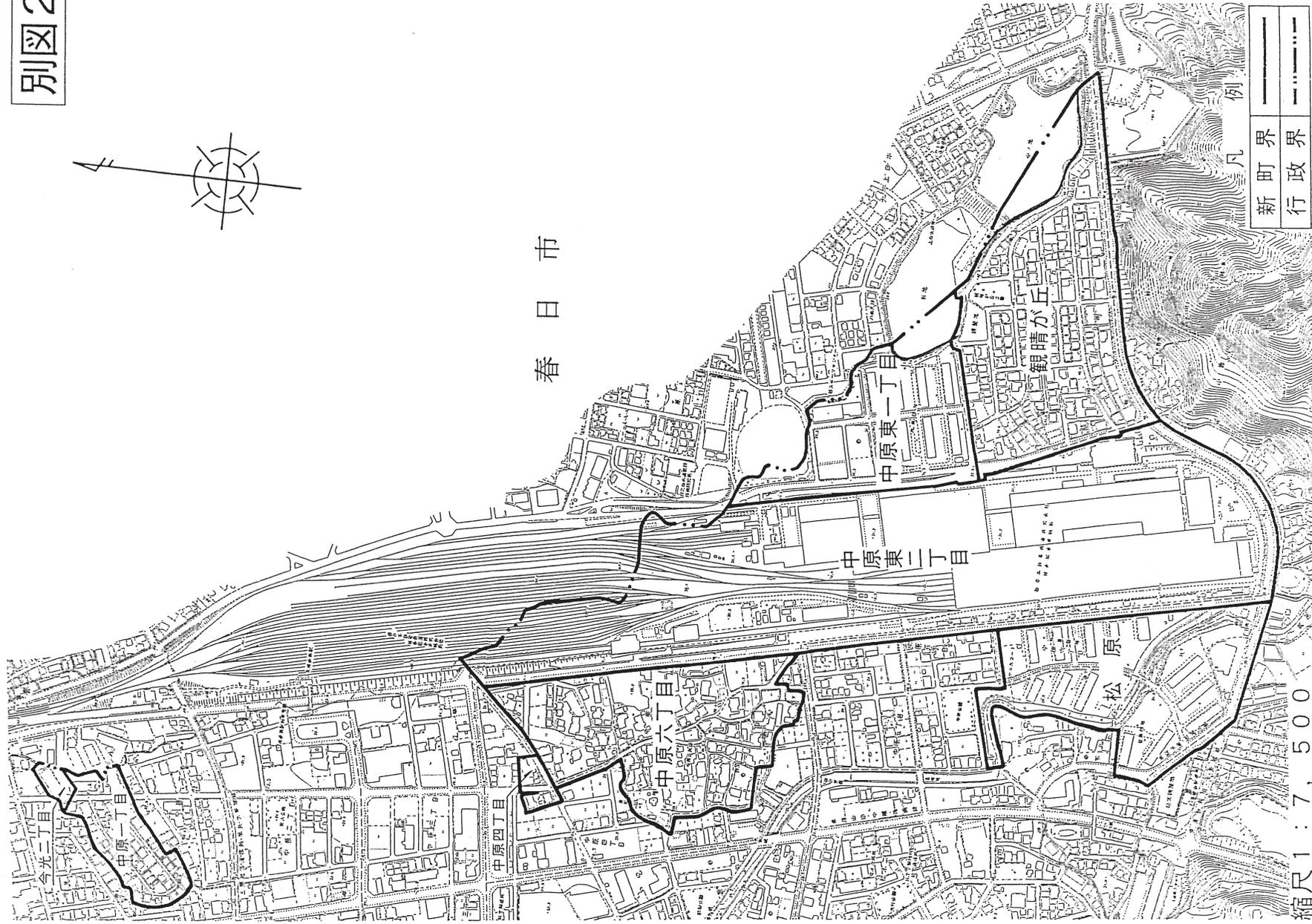
縮尺1:7,500

実施区域	———
大字界	- - - - -
行政界	· · · · ·

別図2



春日市



縮尺 1 : 7,500

福岡県告示第1848号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項に規定する市街地の区域を次のように指定し、この告示の日から施行する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県鞍手郡宮田町のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同項第5号に規定する準防火地域を除く。）の区域

福岡県告示第1849号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

前原都市計画道路を変更（前原都市計画道路3・5・9号北新地加布羅線及び3・5・10号高田加布里線の変更並びに3・4・20号波多江泊線、3・5・21号北新地新田線及び3・5・22号加布羅線の追加）

福岡県告示第1850号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

志摩都市計画道路を変更（志摩都市計画道路3・4・1号松隈稲留線、3・5・2号大石線及び3・4・3号中新開稲留線の変更並びに3・5・4号学園通線及び3・5・

5号下新開線の追加）

福岡県告示第1851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

久留米都市計画道路を変更（久留米都市計画道路3・2・1号久留米駅東町線及び3・4・13号荘島町豆津線の変更並びに3・5・36号久留米駅東口線追加）

福岡県告示第1852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

飯塚都市計画道路を変更（飯塚都市計画道路3・4・8号目尾忠隈線の変更）

福岡県告示第1853号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

宮田都市計画道路を変更（宮田都市計画道路3・5・1号桐野太蔵線、3・4・2号

羅漢龍徳線、3・5・4号宮田本白線及び3・4・8号片鉾辨鳥線の変更並びに3・5・3号龍徳鴨生田線の追加並びに3・5・3号上大隈磯光線の廃止)

福岡県告示第1854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	山 行 橋 線	前	京都郡苅田町大字稲光450番先から 同郡同町大字鋤崎479番4先まで	6.0 ～ 16.0	559.6
			後	同上	9.6 ～ 21.0	559.6

福岡県告示第1855号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市水城1丁目422番13、422番14、423番1、423番3、423番8及び424番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市水城2丁目2番7号
伊藤 敏明

福岡県告示第1856号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成17年9月13日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 西友古賀店
(2) 所在地 福岡県古賀市中央四丁目1番1号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社 九州西友 代表取締役 古江 博 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目13番9号	株式会社 九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第1857号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西友志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社 西友 代表執行役 木内 政雄	株式会社 西友 代表執行役 渡邊 紀征

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社 九州西友 代表取締役 古江 博 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目13番9号	株式会社 九州西友 代表取締役 中村 一夫 福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第1858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社 九州西友 代表取締役 木内 政雄	株式会社 九州西友 代表取締役 中村 一夫

福岡県告示第1859号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

株式会社 サニー
代表取締役 木内 政雄

株式会社 サニー
代表取締役 中村 一夫

福岡県告示第1860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
甘 木	一般国道	211号	前	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3722番1先から 同郡同村大字小石原鼓3479番1先まで	6.2 ～ 15.4	514.0
			後	同上	11.3 ～ 20.0	

福岡県告示第1861号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年12月7日福岡県告示第1990号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法 変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1862号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成17年9月9日
- 申請に係る特定非常利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人東アジア交流学院
 - 代表者の氏名
内倉 武久
 - 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市天神町116番地
 - 定款に記載された目的
この法人は、中国、韓国など東アジア各国との交流、学術研究に関する事業を行い、友好と当該国民との理解の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1863号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本ミャンマーボランティア協会

(2) 代表者の氏名

緒方 高司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市国分一丁目20番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ミャンマーを中心とした東南アジア諸国の人々に対して、学校の建設運営、災害や内紛のある地域への支援活動、国際協力の為のスタディツアーその他、住民の生活改善に資する事業を行い、ミャンマーを中心とした東南アジア諸国の発展と、その友好に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1864号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 若菜共同作業所

(2) 代表者の氏名

重岡 実

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉穂郡穂波町大字枝国402番地46

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して、自立支援・就労支援等に関する事業を行い、障害者の生活や社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1865号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非常利活動法人ふる里の海を守る会

(2) 代表者の氏名

日高 智圭史

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区港二丁目3番26号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民や漁業関係者に対して、博多湾の環境改善啓発運動を行い、国や地方自治体をはじめとする関係各機関や研究者・企業と連携し、博多湾の浄化に関する調査研究及び実践的活動を行うことで、博多湾の自然環境を復活・再生させて豊かな海を取り戻し、博多湾の海辺と漁業に親しむまちづくりの推進や、経済活動の活性化を図る活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1866号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
鞍手郡宮田町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	下川路 正 健
鞍手郡宮田町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	石 黒 健 也
鞍手郡宮田町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	角 田 恭 治
鞍手郡宮田町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	鮫 島 健 二
鞍手郡宮田町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	富 松 英 郎
鞍手郡宮四町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	田 中 正 人
鞍手郡宮田町大字本城1636番地	医療法人相生会宮田病院	今 井 克 彦

福岡県告示第1867号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成17年9月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 マミーズ大川店

(2) 所在地 福岡県大川市大字酒見298番地1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後
	開店時刻	閉店時刻	24時間
(株)マミーズ	午前10時	午後8時	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後8時30分まで	24時間

(3) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前7時から午後5時まで	午前6時から午後6時まで

福岡県告示第1868号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 （仮称）大牟田小川ショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県大牟田市小川町20番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
駐車場における無駄なアイドリング及びカーステレオ等からの騒音で近隣から苦情がないよう配慮すること。
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他
上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第1869号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

申請者氏名	道路の位置	道路の延長 (m)	指定番号	指 定 年月日
藤丸 正勝	山門郡瀬高町大字上庄字西鶴崎1158番4、1158番9	80.83m	久土-1	平成16年 4月30日
官房 幸司	豊前市大字市丸145番1	49.10m	北土-53-1	平成16年 6月1日
株式会社トータテ 代表取締役 川西 祐二	筑紫郡那珂川町恵子3丁目 123番28	24.90m	那土-1	平成16年 6月9日

古賀 安夫	京都郡豊津町大字豊津字上荒谷1310番22、1310番23、1310番24、1310番25、1310番28、1310番30、1310番31、1310番32	46.00m	北土-53-2	平成16年 6月10日
株式会社川崎ハウジング 代表取締役 川崎 昌美	八女市大字岩崎字下田133番1	38.57m	久土-2	平成16年 6月11日
株式会社松崎組 代表取締役 松崎 芳勝	宗像郡津屋崎町大字津屋崎字七福1983番1、1983番1の先	32.20m	福土-1	平成16年 6月29日
樋口 武吉	筑後市大字若菜字大堀1357番1、1357番6	40.97m	久土-3	平成16年 6月29日
渡邊 光一	直方市大字頓野字宮ノ前1915番4、1915番5	19.48m	飯土-1	平成16年 6月29日
靄正 正幸	筑後市大字長浜字笹原936番3、943番5、943番6	54.18m	久土-4	平成16年 6月29日
猪口 一洋	筑後市大字新溝字毛抜92番4、市道の一部、筑後市大字長浜字三反田697番4、水路の一部	25.31m	久土-5	平成16年 6月30日
三日月 芳枝	行橋市大字道場寺字前原1492番14、1493番7、1493番5、1493番11、1024番23、2072（里道の一部）	94.21m	北土-53-3	平成16年 7月6日
靄野 光男	筑後市大字野町字松ノ下780番4、779番の一部、道路の一部	9.40m	久土-6	平成16年 7月23日
江口 隆之	八女市大字忠見字石仏802番12、802番13、812番3	45.90m	久土-7	平成16年 7月23日
株式会社瀬口組 代表取締役 瀬口 勉	山門郡瀬高町大字下庄字樋口2375番3	36.64m	久土-8	平成16年 7月27日

株式会社共和住宅 代表取締役 内藤 直徳	春日市大谷2丁目13番1、 1001番の一部	17.14m	那土-2	平成16年 7月28日
田中 義輝	八女市大字前古賀字五反田 254番7	76.00m	久土-9	平成16年 7月30日
株式会社六大建設 代表取締役 葛西 厚廣	嘉穂郡穂波町大字小正字浦 ノ原509番4	18.80m	飯土-2	平成16年 8月5日
今泉 信男	嘉穂郡穂波町大字平恒字下 フケ966番1、966番8	55.11m	飯土-3	平成16年 8月5日
永田 正美	春日市昇町1丁目104番1	37.76m	那土-3	平成16年 8月6日
株式会社ハウスト リーム 代表取締 役 日野 一實	糟屋郡須恵町大字須恵字老 番田176番2、176番7、177 番3、177番4	60.20m	福土-2	平成16年 8月10日
紫牟田 タマエ	山門郡瀬高町大字濱田字野 開111番9、110番11の一部	31.23m	久土-10	平成16年 8月11日
松門 弘美	八女市大字忠見字明州54番 9	36.56m	久土-11	平成16年 8月17日
庄内町長 松延 隆俊	嘉穂郡庄内町大字綱分字大 坪1378番1、1378番2、 1330番7、1308番33の一部 、5133の一部	101.90m	飯土-4	平成16年 9月3日
福建住宅株式会社 代表取締役 大城 寛雅	筑紫郡那珂川町片縄北8丁 目692番5	14.18m	那土-4	平成16年 9月7日
蓑千 努	行橋市南泉7丁目652番4	44.13m	北土-53-4	平成16年 9月8日
有限会社めぐみ住 宅 代表取締役 杉坂 稔	京都郡苅田町大字南原字大 塚田1674番5、1674番7、 1674番9、1674番11	33.24m	北土-53-7	平成16年 9月15日
株式会社サンエイ 代表取締役 村上 英明	行橋市東大橋2丁目2167番 2	45.95m	北土-53-6	平成16年 9月21日

有限会社ヒューマ ンカンパニー 取 締役 森山 政光	宗像郡津屋崎町大字渡字東 郷1892番44、1892番50	62.49m	福土-3	平成16年 9月24日
津留 喜久夫	筑後市大字前津字西山1568 番5、1568番6、1568番10 、1569番4、1569番5、 1569番7、1569番9、1569 番13、1569番15	56.23m	久土-12	平成16年 9月27日
有限会社中央測量 設計 代表取締役 林 一広	遠賀郡水巻町古賀2丁目 1104番1	38.42m	北土-53-5	平成16年 9月28日
豊丹生 弘子	筑後市大字西牟田字天堤 6380番39	128.70m	久土-13	平成16年 9月30日
有限会社うぶすな 代表取締役 久賀 富美男	筑後市大字熊野字大坪250 番5、250番4(水路)の一 部	107.40m	久土-14	平成16年 10月14日
入江不動産株式会 社 代表取締役 入江 幸義	糟屋郡須恵町大字須恵字原 口840番1、841番3	23.42m	福土-4	平成16年 10月28日
吉竹 信子	行橋市西泉7丁目628番6	68.19m	北土-53-9	平成16年 11月11日
古賀ヨシカ	柳川市大字西浜武字唐ノ元 751番5	40.44m	久土-15	平成16年 11月26日
橋本機工株式会社 代表取締役 馬場 一成	筑後市大字和泉字野口山279 番105	19.40m	久土-16	平成16年 11月26日
新和建設有限会社 代表取締役 古賀 義則	柳川市大字下宮永町字小前 743番14、752番13、752番 15、752番17、752番19、752 番21	69.25m	久土-17	平成16年 11月30日

株式会社吉田園 代表取締役 吉田 領一	八女郡黒木町大字本分字大 ノ原925番3、926番4、926 番5、926番7、926番8、 926番10、八女郡黒木町大 字本分字古賀876番6、877 番3、877番2、5740番6、 5740番1、5740番2の一部 、6052番の一部、5102番	81.00m	久土-18	平成16年 12月7日
高栄土地開発 代 表者 縄手 清春	嘉穂郡庄内町大字多田字重 見88番79	124.00	飯土-5	平成16年 12月14日
有限会社茶屋 代 表取締役 青木 昌子	八女市大字井延字前田173 番1、175番5、175番6、 179番2、176番1、道の一 部、176番5の一部	109.14	久土-19	平成16年 12月17日
安達建設株式会社 代表取締役 安 達 輝史	筑後市大字熊野字金屋口 1055番5	17.00m	久土-20	平成16年 12月21日
西日本鍛工株式会 社 代表取締役 白 光一郎	糟屋郡須恵町大字須恵字老 番田165番137、165番158	27.50m	福土-5	平成16年 12月22日
武田 ヨシエ	山門郡三橋町大字江曲字井 ノ尻228番2、228番8、228 番9	21.39m	久土-21	平成16年 12月22日
田中 義輝	八女郡広川町大字吉常字宮 ノ後619番9、620番7、八 女郡広川町大字水原字中津 町812番4	81.40m	久土-22	平成16年 12月24日
有限会社セイワ地 建 取締役 高園 清和	筑紫野市二日市南2丁目 1098番18の一部、1098番19 、1098番21、1099番1、 1099番12	69.40m	那土-5	平成16年 12月28日
株式会社アスト 代表取締役 草場 春次	春日市白水池2丁目47番2	30.47m	那土-6	平成17年 1月11日
末永 勇	糟屋郡宇美町光正寺3丁目 4543番4	32.10m	福土-6	平成17年 1月14日

有限会社大隈建築 代表取締役 大 隈 一美	八女市大字忠見字東小牟田 1109番3、八女市大字忠見 字道添759番3、里道の一 部	32.29m	久土-23	平成17年 1月18日
橋本機工株式会社 代表取締役 馬 場 一成	筑後市大字長浜字野中2420 、2405番4、水路の一部	78.20m	久土-24	平成17年 1月18日
廣田 敏正	田川郡添田町大字庄1519番 1、その他1筆、里道の一 部	41.04m	飯土-6	平成17年 1月26日
株式会社オグシホ ーム 代表取締役 小串 慎二	春日市日の出町7丁目73番 1号	28.68m	那土-7	平成17年 1月31日
株式会社川崎ハウ ジング 代表取締 役 川崎 昌美	山門郡三橋町大字蒲船津字 宮ノ後1番10	29.70m	久土-25	平成17年 2月3日
石田 貞行	福津市宮司字四原2344番6 、2334番7、里道の一部（ 2544）	34.88m	福土-7	平成17年 2月9日
株式会社北浦タイ ル 代表取締役 北浦 千代吉	糟屋郡宇美町原田1丁目924 番6及びその他3筆、水路 の一部（11041）、里道 （21172）の一部	26.58m	福土-9	平成17年 2月15日
大和 藤生	古賀市今の庄3丁目193番 6、194番6、194番7、212 番8、2508番2の一部、古 賀市今在家508番3の一部	13.89m	福土-8	平成17年 2月24日
有限会社大国ホー ム 代表取締役 大谷 昌義	行橋市泉中央7丁目159番 1	31.50m	北土-53-10	平成17年 2月25日
松嶋 峯一	太宰府市国分5丁目43番12 、46番8	32.00m	那土-8	平成17年 2月23日

株式会社乗富開発 代表取締役 乗富 玲子	山門郡三橋町大字百町字大園1445番9	34.00m	久土-26	平成17年 3月14日
三洋ペイント株式会社 代表取締役 松下 俊一	遠賀郡岡垣町中央台2丁目470番2	42.01m	北土-53-11	平成17年 3月28日
臨海商事有限会社 代表取締役 渡邊 和義	築上郡椎田町大字湊220番1	53.15m	北土-53-12	平成17年 3月28日
株式会社アスト 代表取締役 草場 春次	福津市花見の里3丁目2037番4、2037番5、2037番7、2043番5、5106番1の一部	30.40m	福土-10	平成17年 3月29日
村山 勇二	柳川市大字佃町字四ッ枝33番4、340番2	18.37m	久土-27	平成17年 3月30日

福岡県告示第1870号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計による一団地の区域を次のように認定したので、同条第8項の規定により公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

認定申請者氏名	公告対象区域	認定番号	認定年月日	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
株式会社ソロン コーポレーション 代表取締役 古川 純治	筑紫郡那珂川町大字松木字力ヶ塚1-2、中原5丁目72の2	H16団認那土00001	平成16年 8月17日	那珂土木事務所

福岡県告示第1871号

次の私道の廃止を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

申請種別	申請者氏名	道路の位置	道路の延長(m)	認定番号	認定年月日
全部廃止	夜須町長 山内秋夫	朝倉郡夜須町大字石櫃字新貝89番1、94番12	71.50m	那土-1	平成17年 1月13日
全部廃止	夜須町長 山内秋夫	朝倉郡夜須町大字二字古道104番2、105番1、106番1、106番2、106番3、106番9	91.50m	那土-2	平成17年 1月13日
全部廃止	三輪町長 手柴豊次	朝倉郡三輪町大字新町字柿添112番1	136.30m	那土-3	平成17年 3月17日
全部廃止	三輪町長 手柴豊次	朝倉郡三輪町大字新町字柿添112番1の一部	225.20m	那土-4	平成17年 3月17日

福岡県告示第1872号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年10月6日福岡県告示第1513号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1873号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年8月17日農林水産省告示第1224号の1、3

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1874号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年9月14日福岡県告示第1524号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	雷山線	前原市有田中央1丁目868番1先から 同市有田中央1丁目858番2先まで

福岡県告示第1876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大牟田	一般国	389号	前	大牟田市三里町1丁目5番3先から 同市三里町2丁目1番1先まで	12.2 ～ 14.4	63.8

	道		後	大牟田市三里町1丁目5番3先から 同市三里町2丁目1番2先まで	20.0 ～ 45.0	63.8
大牟田	県道	三池港線	前	大牟田市浪花町12番1先から 同市三川町5丁目13番先まで	7.4 ～ 8.0	220.2
			後	大牟田市浪花町12番1先から 同市三川町5丁目9番5先まで	27.0 ～ 27.0	201.2
大牟田	県道	勝立川線	前	大牟田市三里町2丁目3番1先から 同市三里町2丁目1番1先まで	10.4 ～ 10.4	91.6
			後	大牟田市三里町2丁目3番2先から 同市三里町2丁目1番2先まで	27.0 ～ 49.8	79.6

福岡県告示第1877号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年8月18日福岡県告示第1301号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1878号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年4月6日福岡県告示第647号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び犀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1879号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年12月13日農林水産省告示第2001号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1880号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年1月22日農林水産省告示第70号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び勝山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1881号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年7月28日農林水産告示第1202号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び築城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1882号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字中ノ谷5308

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1883号

平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業に係る実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項第2号の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成17年度臨時 石炭鉱害復旧事 業の実施計画	中古門Ⅱ(2)	独立行政法人新エネ ルギー・産業技術総 合開発機構	福岡県飯 塚農林事 務所	平成17年10月5日 ～ 平成17年10月24日

福岡県告示第1884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事 務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	吉井線 恵蘇宿	うきは市吉井町新治1005番37先から 同市吉井町新治1003番12先まで
行橋	椎田線 勝山	京都郡豊津町大字皆見1498番1先から 同郡同町大字皆見1497番2先まで

福岡県告示第1885号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点、1級水準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	平成17年9月5日から 平成17年10月14日まで

福岡県告示第1886号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間

久留米市、柳川市、八女市、大川市、八女 郡立花町、広川町、三潞郡大木町	平成17年10月6日から 平成18年3月20日まで
----------------------------------------	------------------------------

福岡県告示第1887号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区南西部	平成17年9月12日

福岡県告示第1888号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第561号久留米都市計画下水道事業久留米公共下水道（久留米市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年10月5日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
昭和42年6月7日から平成22年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成16年福岡県告示第561号の事業地に次の区域を加える。
久留米市東合川五丁目字吉方(1)の一部
久留米市東合川六丁目字村崎(1)、字御幣島(2)、字吉方(2)、字南原(1)、字上千合寺

- 、字中千合寺及び字千把平(2)の各字の一部。
久留米市東合川七丁目字北原(2)、字野畑(1)、字赤穂座及び字下道添の各字の一部。
久留米市東合川七丁目字大橋及び字北原(1)の各字の全部。
久留米市東合川新町字石橋の全部。
久留米市御井町字赤坂(2)の一部。
久留米市御井町字松本(1)の全部。
久留米市御井旗崎三丁目字杓形、字十駄(1)、字大擢(1)及び字大擢(2)の各字の全部。
久留米市御井旗崎三丁目字柳原(1)、字柳原(2)及び字十駄(2)の各字の一部。
久留米市御井旗崎四丁目字小島、字上榎町(1)、字平田(1)及び字平田(2)の各字の全部。
久留米市御井旗崎五丁目字桜及び字松本(2)の各字の全部。
久留米市御井朝妻一丁目字吹上の一部。
久留米市山川追分一丁目字大鞘、字谷口、字新婦、字上榎町(2)、字下榎町及び字下大島の各字の全部。
久留米市山川追分二丁目字日焼大道越及び字草紙の各字の全部。
久留米市山川神代一丁目字西神代及び字南神代の各字の全部。
久留米市山川神代二丁目字折敷園、字下城島、及び字北神代の各字の一部。
久留米市山川神代三丁目字渡屋敷、字田代、字東神代及び字城堀の各字の一部。
久留米市山川野口町字野口の全部。
久留米市山川野口町字前畑の一部。
久留米市山川安居野一丁目字西安居野及び字城堀の各字の一部。
久留米市山川安居野二丁目字北安居野の一部
久留米市山川安居野三丁目字於黒、字面田、字小棟、字沢写、字刎穴及び字杉田の各字の全部。
久留米市山川安居野三丁目字東安居野、字南安居野、字十三部、字実取、字五反田、字高田、字鬼島、字稗田、字実丸及び字花田の各字の一部。
久留米市山川市ノ上町字城牟田及び字役田の各字の全部

久留米市山川市ノ上町字六反田、字桂女、字市の上、字車次、及び字鐘突の各字の一部。

久留米市山川町字石川(1)、字前田、字北栗林、字南栗林、字阿志岐坂(1)、字別当山及び字塚本の各字の一部。

久留米市山川町字横枕、字奈良山及び字梓田の各字の全部。

久留米市山川沓形町字千把平及び字野池の各字の全部。

久留米市太郎原町字佛明、字丸町、字佐田津、字十五、字荒木、字野毛羅毛、字会田、字有坂、字髭甲及び字楠町の各字の一部。

久留米市太郎原町字火野尾の全部。

久留米市山本町豊田字池引、字日ノ尾、字見当号、字十五及び字電町の各字の一部。

久留米市善導寺町木塚字箱町(3)、字紺屋(1)、字登ヲ免(2)、字登ヲ免(4)、字前(1)、字千田(2)、字千田(3)、字蒲口(1)、字蒲口(2)、字蒲口(3)、字裏畑(2)、字南内畑(1)、字南内畑(2)及び字人尾(2)の各字の一部。

久留米市荒木町白口字松野(2)の全部。

久留米市荒木町白口字南屋敷、字鶴淵野(2)、字松野(1)、字南松野、字南松野(1)、字追敵(1)、字追敵(2)及び字源右衛門城戸(2)の各字の一部。

久留米市荒木町荒木字出水ノ上(1)、字出水ノ上(2)、字出水ノ上(3)、字出水ノ上(4)、字出水ノ上(5)、字出水ノ上(6)、字出水ノ上(7)、字出水ノ上(8)、字出水ノ上(10)、字豆塚(1)、字豆塚(2)、字豆塚(3)、字豆塚(4)、字豆塚(5)、字豆塚(6)、字井牟田(1)及び字井牟田(2)の各字の全部。

久留米市荒木町荒木字高田、字北鶴淵(1)、字北鶴淵(2)、字八牟田(1)、字八牟田(2)、字八牟田(3)、字八牟田(4)、字上笹林、字坂ノ上(5)、字南坂ノ下(3)、字赤剥(1)、字堤ノ内、字小寺(1)、字東山(2)及び東山(3)の各字の一部。

久留米市荒木町藤田字丸山(1)、字丸山(2)、字山崎、字後口峯(1)、字後口峯(2)、字国分寺及び字初風戸の各字の一部。

久留米市藤光町字相川、字和田(1)及び字和田(2)の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

教育委員会

福岡県教育委員会告示第13号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成17年10月5日

福岡県教育委員会

考古資料の部

名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所
永浦遺跡四号墳出土品	一括	古賀市（古賀市歴史資料館保管）	

福岡県教育委員会告示第14号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第29条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形民俗文化財を次のように指定する。

平成17年10月5日

福岡県教育委員会

名 称	員 数	所 有 者	所有者の住所
筑前須恵眼目療治関係資料 附関係文書十八点	117点	須恵町（須恵町立歴史民俗資料館・須恵町立美術センター久我記念館保管） 田原大三郎 田原幸佑（須恵町立歴史民俗資料館保管） 田原義明（須恵町立歴史民俗資料館保管） 須原正彦（須恵町立歴史民俗資料館保管）	福岡市東区箱崎2丁目17番22号 糟屋郡須恵町大字上須恵607番地 糟屋郡志免町志免3丁目1番19号 糟屋郡須恵町大字上須恵714番地

福岡県教育委員会告示第15号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、
福岡県指定史跡を次のように指定する。

平成17年10月5日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地域
ウトグチ瓦窯跡	春日市白水ヶ丘	1丁目4番地のうち 実測192.75平方メートル

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から
政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示
する。

平成17年10月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年7月1日～7月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部賢一後援会	阿 部 賢 一	笠 清 隆	糟屋郡久山町大字久原3720-8	平成17年7月7日
九州「福岡」政策実践研究会	山 矢 建 司	小 松 正 範	福岡市博多区博多駅前3丁目12-21	平成17年7月1日
こじま潤一郎後援会	小 島 潤 一 郎	豊 島 正 章	北九州市小倉北区砂津2丁目5-13	平成17年7月12日
田中伸敏後援会	田 中 伸 敏	田 中 弘 美	大野城市中央1丁目4-11-202号	平成17年7月26日
比江嶋俊和後援会	村 田 廣 志	宮 本 和 子	福岡市博多区千代4丁目18-8	平成17年7月7日
水巻町をカエル会	林 一 広	林 ひ さ 子	遠賀郡水巻町中央7-4	平成17年7月15日
安河内たかし後援会	只 松 勝 土	井 原 正 志	糟屋郡久山町大字猪野995-1	平成17年7月28日
山田すみこ後援会	豊 田 潤 二	萩 原 志 保	大野城市緑ヶ丘2丁目9-1	平成17年7月25日

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告

受付期間 平成17年7月1日～7月31日

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	内 容			異動年月日	届出年月日
		新	旧			
自由民主党福岡県港湾支部	代表者	小林 義明	上 瀬 純 一		平成17年6月29日	平成17年7月20日
自由民主党福岡県自動車整備支部	代表者	副 田 悦 溥	柳 和 憲		平成17年5月20日	平成17年7月1日
自由民主党福岡県陸運支部	会計責任者	阿 部 功 森	本 徹 夫		平成17年7月1日	平成17年7月12日
自由民主党八幡東支部	会計責任者	小 野 歌 子	宮 脇 信 義		平成17年6月30日	平成17年7月12日

（4団体）

（政党以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井 上 博 隆 後 援 会	主たる事務所の所在地	大野城市下大利1丁目6-22	大野城市上大利3丁目8番32号	平成17年7月1日	平成17年7月6日
	代表者	入 江 勝 利	井 上 一 雄		
	会計責任者	井 上 一 雄	井 上 朋 子		
井 上 博 隆 後 援 会	代表者	井 上 博 隆	入 江 勝 利	平成17年7月13日	平成17年7月19日
大 川 三 瀧 薬 剂 師 連 盟	主たる事務所の所在地	久留米市三瀧町生岩1219-29	三瀧郡三瀧町大字生岩1219-29	平成17年2月5日	平成17年7月28日
粕 屋 農 政 連	会計責任者	百 濟 新 次	黒 瀬 一 磨	平成17年7月9日	平成17年7月14日
加 地 邦 雄 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市南区大楠1丁目30-21	福岡市南区清水1丁目24番36号	平成17年7月1日	平成17年7月11日

示する。

平成17年10月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

木下康一後援会	代表者	河野純一	海野勲夫	平成17年7月20日	平成17年7月20日
しらたに栄治後援会	主たる事務所の所在地	柳川市大和町栄549	山門郡大和町大字栄549番地	平成17年3月21日	平成17年7月14日
税理士による太田誠一後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区今宿東2丁目24-6	福岡市早良区小田部1丁目32番24号	平成17年7月8日	平成17年7月11日
	代表者	米倉剛夫	宗三郎		
税理士による山崎拓後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区薬院4丁目1-27薬院大通センタービル3F	福岡市中央区薬院4丁目1番7号小倉興産薬院ビル3F	平成17年7月8日	平成17年7月11日
	会計責任者	両角一郎	原口正信		
全日本不動産政治連盟福岡県本部	代表者	沢田光泰	吉弘七平	平成17年7月12日	平成17年7月14日
	会計責任者	熊谷隆介	山口勝安		
日本神道塾赤心館	会計責任者	手嶋由紀夫	石井一幸	平成17年7月1日	平成17年7月1日
福岡県北九州・筑豊地区税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	北九州市戸畑区一枝1丁目6-24	北九州市小倉北区木町3丁目8番27号米村國男税理士事務所内	平成17年7月6日	平成17年7月8日
	代表者	松本榮治	米村國男		
	会計責任者	長野熙	工藤俊明		
福岡県行政書士政治連盟	会計責任者	山下統温	池松伸一	平成17年6月12日	平成17年7月22日
福岡県商工政治連盟大刀洗町支部	会計責任者	田中一邦	南島康人	平成17年7月1日	平成17年7月8日
福岡県自動車整備政治連盟	代表者	副田悦溥	柳和憲	平成17年5月20日	平成17年7月1日
福岡県福岡地区税理士政治連盟	代表者	田村襄	東勲	平成17年6月10日	平成17年7月29日
安川博後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡宇美町貴船3丁目5-22安川博方	糟屋郡宇美町宇美4丁目8番1号宇美再開発ビル3階株式会社ユービオス内	平成17年7月15日	平成17年7月19日

(17団体)

福岡県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年7月1日～7月31日

（政党の支部）

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党浮羽支部	平成17年6月30日	平成17年7月14日
自由民主党福岡県大野城市第一支部	平成17年7月15日	平成17年7月19日

（2団体）

（政党以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いとう豊仁後援会	平成16年3月31日	平成17年7月25日
（平成17年法17条2項適用団体） ほり正文後援会	平成17年7月22日	平成17年7月22日

（2団体）

福岡県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年7月1日～7月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
阿部賢一	久山町議会議員	阿部賢一後援会	糟屋郡久山町大字久原3720-8	阿部賢一	平成17年7月7日	平成17年7月7日
井上博隆	福岡県議会議員	井上博隆後援会	大野城市下大利1丁目6-22	井上博隆	平成17年7月13日	平成17年7月19日
小島潤一郎	衆議院議員	こじま潤一郎後援会	北九州市小倉北区砂津2丁目5-13	小島潤一郎	平成17年7月7日	平成17年7月12日
田中伸敏	大野城市長	田中伸敏後援会	大野城市中央1丁目4-11-202	田中伸敏	平成17年7月25日	平成17年7月26日

（4団体）

福岡県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

次のとおり告示する。

平成17年10月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年7月1日～7月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井本宗司	大野城市長	井本宗司後援会「宗和会」	公職の種類	大野城市長	福岡県議会議員	平成17年7月19日	平成17年7月19日
加地邦雄	福岡県議会議員	加地邦雄後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区大楠1丁目30-21	福岡市南区清水1丁目24番36号	平成17年7月1日	平成17年7月11日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

告示する。

平成17年10月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年7月1日～7月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
伊藤豊仁	北九州市議会議員	いとう豊仁後援会	伊藤豊仁	平成16年3月31日	平成17年7月25日

(1団体)

監査委員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を土木部、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等21か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

同 伊藤龍峰
同 富田徳二

平成17年10月5日

福岡県監査委員 福本義雄
同 進谷庸助

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

土木部及び建築都市部の出先機関21機関に係る定期監査は、平成16年度を監査対象期間とし、平成17年5月10日から平成17年7月7日までの実日数33日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡土木事務所	平成16年度	平成17年5月10日から 平成17年5月13日まで
久留米土木事務所	〃	平成17年6月28日から 平成17年7月1日まで
柳川土木事務所	〃	平成17年6月21日から 平成17年6月24日まで
直方土木事務所	〃	平成17年6月21日から 平成17年6月24日まで
行橋土木事務所	〃	平成17年5月24日から 平成17年5月27日まで
前原土木事務所	〃	平成17年6月15日から 平成17年6月17日まで
甘木土木事務所	〃	平成17年6月8日から 平成17年6月10日まで
八女土木事務所	〃	平成17年5月10日から 平成17年5月13日まで
北九州土木事務所	〃	平成17年5月17日から 平成17年5月20日まで
田川土木事務所	〃	平成17年5月24日から 平成17年5月27日まで
飯塚土木事務所	〃	平成17年6月7日から 平成17年6月10日まで
那珂土木事務所	〃	平成17年5月17日から 平成17年5月20日まで
大牟田土木事務所	〃	平成17年6月1日から 平成17年6月3日まで
豊前土木事務所	〃	平成17年6月29日から 平成17年7月1日まで
宗像土木事務所	〃	平成17年6月1日から 平成17年6月3日まで
藤波ダム建設事務所	〃	平成17年6月7日
五ヶ山ダム建設事務所	〃	平成17年7月7日
伊良原ダム建設事務所	〃	平成17年6月28日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
苅田港務所	平成16年度	平成17年6月15日から 平成17年6月17日まで
新北九州空港連絡道路建設事務所	〃	平成17年7月5日から 平成17年7月7日まで
流域下水道事務所	〃	平成17年7月5日から 平成17年7月6日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費、時間外勤務手当の執行状況、並びに収入未済の状況、用地事務及び工事の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
 - 土木費負担金、土木使用料、土木手数料及び土木受託事業収入等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
 - 債権管理状況
- (8) 工事
 - 施工した工事5,753件のうち、書類調査したもの1,460件（25.4%）及び現地調査したもの27件（0.5%）
- (9) 用地
 - 執行した用地取得費、物件等補償費合計4,903件のうち、書類調査したもの546件（11.1%）及び現地調査したもの135件（2.8%）

第2 監査の結果

1 指摘事項

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関においては是正を要するものが見受けられた。

福岡土木事務所

- ・公園関連工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっ

ている。(1件)

久留米土木事務所

- ・道路防災工事の設計積算で、既設吹付法面取壊工の施工単価の適用を誤ったため及びコンクリート供試体送料を計上しなかったため、積算過小となっている。(1件)

- ・物件移転等補償の設計積算で、建物の再築補償率の適用を誤ったため、積算過大となっている。(1件)
直方土木事務所

- ・用地補償の設計積算で、移転先等の選定に要する経費、就業不能による損失補償額の算定を誤ったため、積算過大となっている。(1件)

北九州土木事務所

- ・河道整備工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。(1件)

飯塚土木事務所

- ・用地の設計積算で実測面積で積算すべきものを公簿面積で積算したため、積算過小となっている。(1件)

- ・用地補償の建物調査委託で、建物の面積及び構造の区分を誤ったため、積算過小となっている。(1件)

那珂土木事務所

- ・通勤手当の認定で、認定距離を誤ったため、115,200円(2件)が支給過となっている。

次の土木事務所において、各種使用料の収入手続が遅延していた。

事務所名	件数(件)	金額(円)
福岡土木事務所	134	42,048,999
久留米土木事務所	4	1,122,642
柳川土木事務所	13	26,049,023
直方土木事務所	10	14,163,729
行橋土木事務所	13	18,728,136
田川土木事務所	99	20,659,095
飯塚土木事務所	26	20,805,898
那珂土木事務所	33	306,843
豊前土木事務所	3	4,555,899

次の土木事務所等において、各種使用料、各種使用料延滞金、工事請負費前払金余剰額の利息又は工事請負契約解除に伴う違約金が監査対象期間の末日現在で収入されていない。

事務所名	件数(件)	金額(円)
柳川土木事務所	4	580,524
直方土木事務所	1	1,055,335
八女土木事務所	3	2,220,335

飯塚土木事務所	5	1,679,525
苅田港務所	4	1,345,378

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

2 意見事項

県有財産（道路不用地及び廃川敷地）で、一部に不法占有されているものなどが見受けられ、土木部においてその解消に向けて取り組みがなされているが、なお一層の努力と成果を期待するものである。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会議務局、警察本部及び各委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年10月5日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び各委員会（委員）事務局112機関に係る定期監査は、平成16年度を監査対象期間とし、平成17年7月5日から平成17年8月5日までの実日数20日間で、次のとおり実施した。

なお、廃止された国民文化祭室については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
秘書室	平成16年度	平成17年8月3日
行政経営企画課	〃	平成17年7月13日
人事課	〃	平成17年7月14日
財政課	〃	平成17年7月15日
税務課	〃	平成17年7月13日
地方課	〃	平成17年7月14日
鉱害課	〃	平成17年8月3日
管財課	〃	平成17年8月3日
県民情報広報課	〃	平成17年7月15日
消防防災安全課	〃	平成17年8月3日
国立博物館対策室	〃	平成17年7月14日
総務事務センター	〃	平成17年7月19日から 平成17年7月22日まで
私学学事振興局学事課	〃	平成17年8月2日
私学学事振興局私学振興課	〃	平成17年8月2日
企画調査調整部（企画振興部）	〃	平成17年7月13日
交通対策課	〃	平成17年7月14日
地域政策課	〃	平成17年7月13日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
地域振興課	平成16年度	平成17年7月14日
調査統計課	"	平成17年7月13日
高度情報政策課	"	平成17年7月14日
水資源対策局計画課	"	平成17年7月13日
水資源対策局開発課	"	平成17年7月13日
空港対策局空港整備課	"	平成17年7月14日
空港対策局空港計画課	"	平成17年7月14日
保健福祉課	"	平成17年7月7日
企画課（保健福祉部）	"	平成17年7月6日
高齢者福祉課	"	平成17年7月12日から 平成17年7月13日まで
児童家庭課	"	平成17年8月2日
障害者福祉課	"	平成17年7月15日
健康対策課	"	平成17年8月4日
医療指導課	"	平成17年8月3日
生活衛生課	"	平成17年7月8日
薬務課	"	平成17年7月14日
監査保護課	"	平成17年7月7日
国保・援護課	"	平成17年8月5日
介護保険課	"	平成17年7月14日
ねんりんピック室	"	平成17年7月12日から 平成17年7月13日まで

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
人権・同和对策局調整課	平成16年度	平成17年7月5日
環境政策課	〃	平成17年7月8日
環境保全課	〃	平成17年7月12日
循環型社会推進課	〃	平成17年7月5日
廃棄物対策課	〃	平成17年7月6日
監視指導課	〃	平成17年7月6日
自然環境課	〃	平成17年7月8日
水道整備備室	〃	平成17年7月5日
生活文化祭室を含む) 生(旧国民文化祭室を	〃	平成17年7月12日から 平成17年7月13日まで
青少年課	〃	平成17年7月6日
男女共同参画推進課	〃	平成17年7月5日
国際交流課	〃	平成17年7月7日
労働政策課	〃	平成17年8月5日
新雇用開発課	〃	平成17年7月15日
職業能力開発課	〃	平成17年7月8日
商工政策課	〃	平成17年7月15日
商業・地域経済課	〃	平成17年7月15日
経営金融課	〃	平成17年8月2日
国際経済観光課	〃	平成17年8月3日
新産業・技術振興課	〃	平成17年8月3日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
工業保安課	平成16年度	平成17年8月2日
企業立地課	〃	平成17年7月15日
農政課	〃	平成17年8月2日から 平成17年8月3日まで
農業振興課	〃	平成17年8月2日から 平成17年8月3日まで
農業経済課	〃	平成17年7月7日
生産流通課	〃	平成17年8月5日
農業技術課	〃	平成17年7月13日
畜産課	〃	平成17年8月3日
農地計画面課	〃	平成17年7月8日
農地整備備課	〃	平成17年7月14日
国営土地改良事業対策室	〃	平成17年7月8日
林政課	〃	平成17年7月12日から 平成17年7月13日まで
治山課	〃	平成17年7月5日
緑化推進課	〃	平成17年7月6日
漁政課	〃	平成17年7月14日から 平成17年7月15日まで
水産振興課	〃	平成17年7月14日から 平成17年7月15日まで
漁港課	〃	平成17年8月4日から 平成17年8月5日まで
土木管理課	〃	平成17年7月29日
企（土木部）課	〃	平成17年7月27日
用地課	〃	平成17年7月27日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
道路維持課	平成16年度	平成17年7月26日
道路建設課	〃	平成17年7月27日
河川川課	〃	平成17年7月27日
河川開発課	〃	平成17年7月26日
港湾課	〃	平成17年7月28日
砂防課	〃	平成17年7月29日
高速道路対策室	〃	平成17年7月28日
新北九州空港連絡道路建設室	〃	平成17年7月28日
新幹線建設対策室	〃	平成17年7月29日
建築都市管理課	〃	平成17年8月4日
都市計画課	〃	平成17年8月5日
建築指導課	〃	平成17年8月4日
公園街路課	〃	平成17年8月4日
下水道課	〃	平成17年8月5日
住宅課	〃	平成17年8月4日
住宅管理課	〃	平成17年7月28日
営繕課	〃	平成17年7月27日
建築設備課	〃	平成17年7月27日
出納事務局	〃	平成17年8月2日
議会事務局	〃	平成17年7月29日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
総務課	平成16年度	平成17年7月26日
財務課	〃	平成17年8月4日
文化財保護課	〃	平成17年8月4日
企画教育委員会(調整委員会)	〃	平成17年8月5日
生涯学習課	〃	平成17年8月5日
教職員課	〃	平成17年8月5日
施設課	〃	平成17年8月5日
高等学校	〃	平成17年7月26日
義務教育課	〃	平成17年8月4日
人権・同和教育課	〃	平成17年8月4日
スポーツ健康課	〃	平成17年7月26日
人事委員会事務局	〃	平成17年8月5日
監査委員会事務局	〃	平成17年7月29日
警察本部	〃	平成17年7月26日から 平成17年7月29日まで
労働委員会事務局	〃	平成17年8月4日

2 監査の主眼

今回の監査は、秘書室等112機関における収入、支出、人件費、契約、工事、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に収入未済(税外収入)の状況、重要物品の管理状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

(1) 収入

県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金・負担金、使用料・手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、県債並びに特別会計の収入の調定金額、調定時期及び収入状況

- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 工事
 - 設計・積算、施工の状況
- (6) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (7) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (8) 債権
 - 債権管理の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。
(総務部)

総務事務センター

通勤手当において、転居に伴う認定変更を行う際、変更前の6か月定期の精算を行わなかったことによる支給及び電算入力を誤ったことにより変更後の支給開始月分が支給されなかったことによる支給不足が発生し、これらの差額120,190円（1件）が支給過となっている。また、有料道路等加算額の精算を行わなかったため、137,138円（2件）が支給過となっている。

扶養手当において、配偶者が雇用保険を受給したことにより、支給要件を欠くこととなったにもかかわらず、認定変更を行わなかったため、166,452円（1件）が支給過となっている。

(保健福祉部)

児童家庭課

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る貸付金償還金の収入未済額は、578,226,589円と多額であり、その収入率は45.57%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は9.07%と特に低率である。

また、貸付金償還金利子の収入未済額についても7,481,555円と多額であり、過年度分の収入率は6.18%と特に低率である。

児童扶養手当返納金の収入未済額は、201,150,939円と多額であり、その収入率は6.70%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は0.25%と特に低率である。

監査保護課

生活保護法に係る診療報酬不正請求に伴う返還金及び介護報酬不正請求に伴う返還金6,327,031円が収入未済となっている。

(環境部)

監視指導課

硫酸ピッチの不適正処理に係る行政代執行費用11,000,000円が収入未済となっている。

(農政部)

農業経済課

農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は、120,635,946円と多額であり、その収入率は72.36%で前年度に比べ低下しており、過年度分の収入率は7.79%と特に低率である。

(水産林務部)

治山課

無許可の山林開発に係る土砂流失防止工事行政代執行費用35,575,050円が収入未済となっている。

(建築都市部)

住宅管理課

福岡県住宅管理特別会計に係る県営住宅使用料の収入未済額は、240,759,515円と多額であり、その収入率は94.80%で前年度に比べ上昇しているもの、過年度分の収入率は28.10%と低率である。

福岡県住宅管理特別会計に係る過年度分の年金住宅賃貸料の収入未済額は、333,818,805円と多額であり、その収入率は前年度に比べやや上昇しているものの、1.55%と特に低率である。

(教育委員会)

人権・同和教育課

福岡県地域改善対策奨学資金貸付金償還金の収入未済額は、968,946,779円と多額であり、その収入率は17.93%で前年度に比べやや上昇しているものの、過年度分の収入率は1.45%と特に低率である。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健福祉部県立病院課及び旧消化器医療センター朝倉病院等5病院並びに企業局（本局）及びその事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成17年10月5日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

保健福祉部県立病院課及び5 県立病院、企業局（本局）及び2 事業所に係る定期監査は、平成16年度を監査対象期間とし、平成17年5月11日から平成17年7月1日までの実日数23日間で、次のとおり実施した。

なお、旧消化器医療センター朝倉病院・旧遠賀病院・旧遠賀病院・精神医療センター太宰府病院については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
県立病院課	平成16年度	平成17年6月22日から 平成17年6月24日まで
旧消化器医療センター朝倉病院	〃	平成17年5月11日から 平成17年5月13日まで
旧遠賀病院	〃	平成17年5月18日から 平成17年5月20日まで
精神医療センター太宰府病院	〃	平成17年5月25日から 平成17年5月27日まで
柳川病院	〃	平成17年6月1日から 平成17年6月3日まで
嘉穂病院	〃	平成17年6月8日から 平成17年6月10日まで
企業局（本局）	〃	平成17年6月29日から 平成17年7月1日まで
矢部川発電事務所	〃	平成17年6月15日
苅田事務所	〃	平成17年6月16日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いた。特に、県立病院課及び5 県立病院については、その他医業収益、受贈財産評価額、遊休地、材料費（診療材料・給食材料）、委託費、報償費、過年度損益修正損、預金現金、預かり金及び一般会計負担金、企業局（本局）は、水力発電費、業務費、土地売却原価、支払利息、引当金、剰余金について、関係法令等に基づき適正に執行されているかについて検証した。

また、廃庁監査は、債権債務の状況について特に留意して実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 経営管理の状況
- (2) 資産
 - 固定資産（土地等）、流動資産（現金預金等）の増減及び管理状況
- (3) 収入
 - ア 県立病院課及び5 県立病院

診療報酬等医業収益

医業外収益

1 企業局

電力料等営業収益

給水収益等営業収益

造成土地売却代金営業収益

営業外収益

(4) 支出

県立病院課及び5 県立病院並びに企業局の事業の執行に係る費用

(5) 人件費

報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く）の認定及び支出事務

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における経営管理及び財務に関する事務は、次のとおり改善を要するものが見受けられた。

県立病院課

累積欠損金が8,290,390千円と多額である。

旧消化器医療センター朝倉病院

過年度未収金が5,425千円と多額である。

今後、引継を受けた県立病院課の徴収努力が望まれる。

旧遠賀病院

過年度未収金が2,847千円と多額である。

今後、引継を受けた県立病院課の徴収努力が望まれる。

精神医療センター太宰府病院

過年度未収金が16,777千円と多額である。

今後、引継を受けた県立病院課の徴収努力が望まれる。

柳川病院

過年度未収金が6,870千円と多額である。

今後、なお一層の徴収努力が望まれる。

当該年度欠損金が349,083千円と多額である。

嘉穂病院

過年度未収金が6,784千円と多額である。

今後、なお一層の徴収努力が望まれる。

当該年度欠損金が177,818千円と多額である。

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

2 平成17年4月1日に旧消化器医療センター朝倉病院及び旧遠賀病院が民間移譲されるとともに、精神医療センター太宰府病院が公設民営化された。この県立病院改革の実施に伴う全病院を対象とした特例退職勧奨による退職金支払いのための補助金の受入れ、民間移譲された2病院の累積欠損金解消のための補助金の受入れ及び一般会計からの長期借入金の返済免除が行われ、平成16年度の病院事業の決算状況は、59億円余の純利益を生じ、その結果、累積欠損金も82億円余に縮減されている。

しかしながら、病院事業の経営状況は、このような多額の累積欠損金を抱え、引続き脆弱な財務体質となっていることから、さらに県立病院改革の着実な実施を図るとともに、現在直営の柳川病院及び嘉穂病院の経営収支

改善のため、病床利用率の向上、平均在院日数の短縮、外来患者数の増加等に努めるほか、各病院における費用科目ごとの管理等の強化に努められたい。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

筑前海区漁業調整委員会指示第120号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。

平成17年9月21日

筑前海区漁業調整委員会
会長 大内 康 敬

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(6)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

(1) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33° 56.055分、東経130° 33.080分

イ 北緯33° 55.064分、東経130° 33.109分

ウ 北緯33° 55.094分、東経130° 34.663分

エ 北緯33° 56.074分、東経130° 34.621分

（日本測地系）

ア 北緯33° 55.855分、東経130° 33.220分

イ 北緯33° 54.864分、東経130° 33.249分

ウ 北緯33° 54.894分、東経130° 34.803分

エ 北緯33° 55.874分、東経130° 34.761分

(2) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33° 59.032分、東経130° 35.181分

イ 北緯33° 58.885分、東経130° 35.390分

ウ 北緯33° 58.338分、東経130° 35.028分

エ 北緯33° 58.648分、東経130° 34.689分

（日本測地系）

ア 北緯33° 58.832分、東経130° 35.321分

イ 北緯33° 58.685分、東経130° 35.530分

ウ 北緯33° 58.138分、東経130° 35.168分

エ 北緯33° 58.448分、東経130° 34.829分

(3) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯34° 0.271分、東経130° 33.321分

イ 北緯34° 0.661分、東経130° 33.707分

ウ 北緯34° 0.199分、東経130° 34.950分

エ 北緯33° 59.986分、東経130° 34.760分

（日本測地系）

ア 北緯34° 0.071分、東経130° 33.461分

イ 北緯34° 0.461分、東経130° 33.847分

ウ 北緯33° 59.999分、東経130° 35.090分

エ 北緯33° 59.786分、東経130° 34.900分

(4) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯34° 1.508分、東経130° 37.620分

イ 北緯34° 0.006分、東経130° 38.698分

ウ 北緯33° 59.149分、東経130° 40.075分

エ 北緯33° 59.355分、東経130° 40.526分

オ 北緯34° 0.260分、東経130° 40.027分
 カ 北緯34° 0.724分、東経130° 39.399分
 キ 北緯34° 1.547分、東経130° 38.614分
 (日本測地系)
 ア 北緯34° 1.308分、東経130° 37.760分
 イ 北緯33° 59.806分、東経130° 38.838分
 ウ 北緯33° 58.949分、東経130° 40.215分
 エ 北緯33° 59.155分、東経130° 40.666分
 オ 北緯34° 0.060分、東経130° 40.167分
 カ 北緯34° 0.524分、東経130° 39.539分
 キ 北緯34° 1.347分、東経130° 38.754分

(5) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34° 1.608分、東経130° 42.248分
 イ 北緯34° 1.425分、東経130° 41.796分
 ウ 北緯34° 0.577分、東経130° 42.223分
 エ 北緯34° 0.865分、東経130° 42.762分
 (日本測地系)
 ア 北緯34° 1.408分、東経130° 42.388分
 イ 北緯34° 1.225分、東経130° 41.936分
 ウ 北緯34° 0.377分、東経130° 42.363分
 エ 北緯34° 0.665分、東経130° 42.902分

(6) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34° 2.161分、東経130° 42.318分
 イ 北緯34° 2.514分、東経130° 42.945分
 ウ 北緯34° 1.748分、東経130° 43.413分

エ 北緯34° 1.498分、東経130° 42.691分
 (日本測地系)

ア 北緯34° 1.961分、東経130° 42.458分
 イ 北緯34° 2.314分、東経130° 43.085分
 ウ 北緯34° 1.548分、東経130° 43.553分
 エ 北緯34° 1.298分、東経130° 42.831分

2 指示の有効期間

平成17年9月21日から平成20年9月20日まで